

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>(1) 地域における子育て支援</p>				<p>(1) 地域における子育て支援</p>	
<p>①地域における子育て支援サービスの充実</p>				<p>ア地域における子育て支援サービスの充実</p>	
<p>＜地域子育て支援センター事業の充実＞</p>	68	<p>公立と私立の各1ヶ所の保育所内にセンターを設置し (1) 育児不安等についての相談指導 (2) 子育てサークル等の育成・支援 (3) 家庭的保育を行う者への支援等の目的のため、「赤ちゃん広場」「オープンスペース」「園庭開放」「子育て相談」の事業を行っています。 【子育て支援課】</p>	<p>公立と私立の各1ヶ所の保育所内にセンターを設置し (1) 育児不安等についての相談指導 (2) 子育てサークル等の育成・支援 (4) 家庭的保育を行う者への支援等の目的のため、「赤ちゃん広場」「オープンスペース」「園庭開放」「子育て相談」の事業を行っています。 【子育て支援課】</p>	<p>(ア)児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業</p>	
<p>・交流の場の提供や子育て不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を行うため地域子育て支援センター事業を、公立と私立の保育所各1か所で実施しています。子育てに関する様々なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、保健所、病院などの子育て関連施設のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせて情報提供できるよう、地域でのコーディネート機能を強化します。また、交流の場の提供や子育て不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を担うため、地域の中核として活動を行い、地域への出前保育等の充実も図っていきます。</p>				<p>①乳児家庭全戸訪問事業 ②養育支援訪問事業 ③家庭的保育事業 ④ファミリーサポートセンター事業</p>	<p>既存の施設を利用し、子育て支援センターを1箇所増設する。</p>
<p>＜一時保育等の充実＞</p>	68	<p>一時保育事業の充実 保護者の急用発生などの緊急時や週数日のパートタイム就労の非定型、また、育児ノイローゼ等の私的理由に対応する一時保育を現在保育所1か所で実施していますが、平成21年度までにさらに1か所整備することを目標にします。</p>	<p>20年度より保育所1ヶ所→2ヶ所 19年度 延 1,833人利用 20年度 延 2,027人利用 【子育て支援課】</p>	<p>(イ)保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業</p>	<p>保育所2ヶ所で実施。</p>
<p>・ショートステイ事業（子育て短期支援事業）の充実</p>		<p>実施施設 4ヶ所→泉大津市・岸和田市・和泉市の児童養護施設5ヶ所で実施 19年度（延）34人・39日 20年度（延）44人・55日（2月現在） 【子育て支援課】</p>	<p>実施施設 5ヶ所→泉大津市・岸和田市・和泉市の児童養護施設6ヶ所で実施 19年度（延）34人・39日 20年度（延）44人・55日（3月現在） 【子育て支援課】</p>	<p>(ウ)地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者から</p>	<p>①放課後児童健全育成事業 ②短期入所生活援助事業 ③夜間養護等事業 ④病児・病後児保育事業 ⑤一時預かり事業 ⑥特定保育事業</p>
<p>保護者の疾病等の社会的理由により、一定期間の養育を行うショートステイを実施しています。現在市外の児童福祉施設4か所で実施していますが、過去の実績等から前期計画では制度の周知と利用の促進を図っていきます。</p>				<p>①ファミリーサポートセンター事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③幼稚園における幼児教育に関する保護者からの相談に応じ、情報提供・助言・その他支援を行う事業</p>	<p>ショートステイ実施施設6ヶ所</p>
<p>・トワイライトステイ事業の実施</p>		<p>岸和田市・和泉市の児童養護施設2ヶ所で実施 【子育て支援課】</p>	<p>岸和田市・和泉市の児童養護施設2ヶ所で実施 【子育て支援課】</p>	<p>(エ)市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施</p>	<p>トワイライトステイ実施施設2ヶ所</p>
<p>保護者の仕事等で帰宅が夜間になるなどの場合に児童福祉施設で一時的に児童を養育・保護するトワイライトステイ事業については、子育て家庭のニーズが多様化しており、意向調査の結果でも要望されているため、平成21年度までに2か所で実施することを目標にします。</p>				<p>(ア)から(ウ)までの子育て支援事業を始めたとする子育て支援事業に関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業</p>	
<p>＜放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の拡充＞ ・保護者の労働等により昼間保育に欠ける児童を学校の空き教室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）は、今後、社会情勢の動向等を把握しながら、開設時間等の拡充を図っていきます。</p>	68	<p>市内7校（9クラブ）で実施しており、平成18年度から、増加する要配慮児への対応及び指導員の指導・見守りを図るため、専門の非常勤嘱託員1名を配置しています。 【生涯学習課】</p>	<p>市内7校（10クラブ）で実施しており、平成18年度から増加傾向の有り要配慮児への対応及び指導員等の見守りを図るため、専門の非常勤嘱託員2名を配置しています。 放課後児童クラブ終了後の預かり 54件 【生涯学習課】</p>		
<p>＜ファミリーサポートセンター事業の整備＞ ・地域における子育ての相互援助活動を行う会員制組織であるファミリーサポートセンター事業については、児童育成計画においても整備することが求められており、今後、家庭における育児支援や地域のなかで子育てを助け合う環境整備の必要性が増していくと考えられるため、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。</p>	69	<p>19年度の実績 保育施設の終了後の預かり 168件 保育施設までの送迎 15件 放課後児童クラブ終了後の預かり 61件 冠婚葬祭等の際の預かり 2件 買い物・外出時の預かり 12件 求職活動中の援助 14件 保護者の病気・急用の援助 6件 依頼会員99名、提供会員27名、両方会員6名（2月現在） 【子育て支援課】</p>	<p>20年度の実績 保育施設の保育開始前終了後の預かり 14件 保育施設までの送迎 4件 放課後児童クラブ終了後の預かり 1件 学校の放課後の預かり 1件 冠婚葬祭・他の子の学校行事の際の預かり 4件 買い物等外出の際の預かり 17件 保護者の臨時的就労の場合の援助 7件 保護者の求職活動中の援助 4件 保護者の病気その他急用の援助 6件 合計活動件数 55件 依頼会員107名、提供会員27名、両方会員6名（3月現在） 【子育て支援課】</p>		<p>ファミリーサポートセンター事業 継続実施</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p><つどいの広場事業の検討> ・主に乳幼児（0～3歳児）を持つ親と子どもが気楽に集い交流するとともに、子育て相談を行うつどいの広場事業については、核家族化の進行により世代間の育児知識・技術の伝承が十分行われなくなっており、地域での支えあいが必要とされているため、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。</p>	69	<p>子育て支援センターや各保育所における地域活動事業として取り組みを進めています。 【子育て支援課】</p>	<p>●子育て支援センター オープンスペース・園庭解放・遊びの広場・赤ちゃん広場 ●保育所 公立保育所 園庭開放・育児相談 私立保育所 園庭解放・子育て支援保育士、育児相談→地域貢献指導員 【子育て支援課】</p>		
<p>②保育サービス等の充実 <乳児保育等の充実> ・共働き家庭の増加や勤務形態の多様化によって産休明けの職場復帰や1年間の育児休業取得が困難な保護者など、0歳児保育についてのニーズ増大が予想されることから現在市内全ての保育所で低年齢児保育を実施していますが、将来の児童数等を勘案し、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。</p>	69	<p>市内全ての保育所で低年齢児保育を実施しています。 【子育て支援課】</p>		<p>イ保育サービスの充実 子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、保育所・家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育により量的に拡充するとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育事業の充実により多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取組を行う。</p>	
<p><延長保育の充実> ・保育所では通常保育の終了後、延長して子どもを預かる延長保育を実施しています。現在保育所7か所で午後7時まで、1か所で午後9時までの延長を実施していますが、働く女性の増加や勤務形態の多様化により就労時間に対して多様なニーズが生まれていることから、平成21年度までに午後9時まで実施する保育所をさらに1か所整備することを目標にします。</p>	69	<p>市内保育所8か所において、午後7時までの延長保育を実施し、また、午後9時までの延長保育を1か所で実施しています。 【子育て支援課】</p>	<p>市内保育所8か所において、午後7時までの延長保育を実施し、また、午後9時までの延長保育を1か所で実施。 【子育て支援課】</p>	<p>保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的な確保などを行う。質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、市町村行動計画にもその内容を反映させる。</p>	<p>市内保育所8か所において、午後7時までの延長保育を実施し、また、午後9時までの延長保育を1か所で実施。 【子育て支援課】</p>
<p><病後児保育の実施> ・病気回復期にあり、集団保育に適さない児童を預かり、子育てと就労の両立を支援する病後児保育については、意向調査の結果からもニーズの高まりがみられることから医療をはじめとする関係機関の協力のもと、専門職の配置や他児童への感染等に配慮した施設等の体制を整えます。平成21年度までに1か所整備することを目標にします。</p>	69	<p>保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の保育を実施するため、平成19年度から民間保育所3か所で病児・病後児保育（自園型）を実施しています。 【子育て支援課】</p>	<p>保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の保育を実施するため、平成21年度から民間保育所4か所で病児・病後児保育（自園型）を実施。 【子育て支援課】</p>		<p>保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の保育を実施するため、平成21年度から民間保育所4か所で病児・病後児保育（自園型）を実施。 【子育て支援課】</p>
<p><休日保育の実施> ・日曜日、祝日等の保育所での保育サービスについては、就労形態の多様化により両親ともに常勤しているケースもみられることから、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。</p>	70	<p>市民のニーズ調査等により他の保育事業と総合的に検討する。 【子育て支援課】</p>	<p>市民のニーズ調査等により他の保育事業と総合的に検討する。 【子育て支援課】</p>		
<p><夜間保育事業> ・現在、市内保育所1か所で21時まで延長保育を実施していますが、その利用人数が少ないことから、22時を基本として開設する夜間保育事業については、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて検討していきます。</p>	70	<p>延長保育の延伸等による対応など多面的に対応を検討する。 【子育て支援課】</p>	<p>延長保育の延伸等による対応など多面的に対応を検討する。 【子育て支援課】</p>		
<p><保育内容の評価> ・保育サービスの質の向上を図るため、保育施設における自己採点のための準備作業を進め、客観的な評価となる第三者評価の導入を目指します。</p>	70	<p>市内保育所3園で実施 【子育て支援課】</p>	<p>市内保育所3園で実施 【子育て支援課】</p>		

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>※ 追加 〈保育所における子育て支援の充実〉 ・子どもを取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、家庭や地域の子育て機能の低下など、大きく変動しています。こうした環境の変化により一時保育、延長保育、休日保育、病後児保育などの保育ニーズも多様化してきており、こうしたニーズに対する保育サービスの充実がさらに求められています。</p> <p>また、障害児をはじめ増加傾向のある要配慮児が、集団保育のなかで生活することは子どもの発達に大きなプラスを生み、保護者の就労を支えるためにも大切なことです。公民の役割として公立の保育所は、地域における子育て支援のセンター的役割や障害児保育事業を実施する役割などを担うものとし、また民間の保育所は、多様化する保育ニーズに効果的に、効率的な展開を行うなど、それぞれ役割を分担しながら保育サービスの提供を行うことが必要です。</p> <p>以上のように、公民の役割分担や多様化する保育ニーズへの対応、また待機児童の解消などを総合的に検討して、公立保育所を民営化し、子育て支援の充実に取り組んでいきます。</p> <p>※ 追加 〈保育施設、設備の改善等〉 ・市内には、建築後相当の年数が経過し、老朽化が進み、また、設備についても建築当初に設置された設備を使用している保育所があります。このような保育所につきましては、保育施設の充実を図るため、施設・設備の改善について検討していきます。</p> <p>また、耐震化につきましても、実施基準の検討がなされており、今後この基準に基づき計画的にすすめていきます。</p> <p>③地域における子育て支援のネットワークづくり 〈地域での子育て支援ネットワークの強化〉 ・多様化する子育ての不安やニーズに対して地域で幅広く支援するため、保健、医療、福祉に関する担当課や関係機関、子ども家庭サポーター、自治会、NPO、子育てサークル等と連携して各組織間や世代間の情報交流と自主的な活動の促進に努めます。また、子育て情報や支援が効果的に子育て家庭に届くよう、地域組織の実態把握に努め、子育て支援ネットワークとしての機構化の検討と効果的な情報発信を推進していきます。</p> <p>〈子育ての仲間づくりの支援〉 ・子育てにかかる不安やストレス等の精神的負担を減らし、子どもの虐待や養育の放棄を予防するために、子育てに関する情報を交換したり、悩みごとを相談しあったりする仲間づくりを支援します。</p> <p>・現在保育所で実施している育児教室について、参加しやすい時間帯や場所などを工夫し、内容の充実を図ります。</p> <p>・子育てサークルについては、周知の徹底や活動支援を行います。</p> <p>・就労など社会活動をしている保護者が、参加しやすいネットワークの形成にも配慮します。</p> <p>・子育てボランティアとして子育てを終えた主婦などに働きかけ、子育てに関する助言や送迎等の支援を行うことにより、子育てをバックアップする活動やグループ等組織を支援していきます。</p> <p>※ 追加 ・親学習リーダー養成講座受講者による「子育て」、「親育ち」を実践し、地域のさまざまな集まりやグループで親と子の関係や子育てについての活動を支援している。</p>	<p>70</p> <p>70</p>	<p>子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌として「みんなで育てよう！高石っ子」を発行し、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。</p> <p>【子育て支援課】</p> <p>子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌として「みんなで育てよう！高石っ子」を発行し、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>昭和56年以前の建築による公立保育所3か所および障害児通所施設1か所の耐震診断を実施、耐震改修の計画を検討</p> <p>子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌として「みんなで育てよう！高石っ子」を発行し、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。</p> <p>【子育て支援課】</p> <p>子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌として「みんなで育てよう！高石っ子」を発行し、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的な確保などを行う。質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、市町村行動計画にもその内容を反映させる。</p> <p>保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進める。</p> <p>ウ子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行う。地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう子育てに関する意識啓発等を進める。</p>	

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>④児童の健全育成（生涯学習課） <健全育成の環境づくり> ・地域における関係団体をはじめとする多方面の連携のもとに、青少年街頭指導員活動や青少年健全育成活動など地域ぐるみで行う青少年指導育成活動を推進します。こうした活動の場として、関係各機関と連携を図りながら、空き教室等の提供など学校施設の活用について検討していきます。 ・子どもの成長を見守る意識を醸成するため、広報紙等を通じて高石っ子憲章の啓発や「子どもの顔をみんなで知る活動」、「一声声かけ運動」など子どもを見守る活動の実践に取り組めます。 ・子どもが家庭や地域の愛情につつまれて健やかに育ち、社会的な道徳が形成させるように親も含めた道徳の向上と学校での道徳教育に努めます。</p> <p>※ 追加 ・地域の関係団体の協力を得て関係各機関との連携を図りながら「子ども元気広場事業」を実施に取り組んでいきます。</p> <p><人材育成> ・子どもの健全な育成や地域における子育てを支える活動に携わる子育てボランティア、カウンセラーやヘルパーを育成するため、野外活動やボランティア講座等の講習会などの実践に取り組めます。</p> <p>⑤世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進 <世代間交流の促進> ・子どもと高齢者の間の交流を中心とした世代間交流を促進するため、介護保険施設と児童施設の交流等の取組みを引き続き実施していきます。また、NPO等と地域の関わりを積極的に支援していきます。 ・小・中学校と保育所、幼稚園との交流の促進など、子どもの異年齢交流の機会を拡大を図ります。こうした異年齢交流を通じて、子どもを地域の一員として認識し、地域ぐるみで子育てを支える意識向上につなげていきます。</p> <p><幼稚園や学校の地域開放> ・子どもの健全育成につなげるため、校庭や園庭等の開放など幼稚園や学校の施設を活用した取組みについて、機会の拡大など事業の実施を図ります。</p>	<p>71</p> <p>71</p> <p>71</p> <p>71</p> <p>71</p>	<p>継続して行っている。</p> <p>19年度1小学校で実施、20年度で3小学校で新設予定（計4ヶ所）。 【生涯学習課】</p> <p>保育所の子どもと老人福祉施設の高齢者が相互に訪問し、季節的行事・劇・手作り玩具などをして世代間交流を図っています。 【子育て支援課】</p> <p>公立幼稚園の親子見学会の実施（6園） 地域の1～3歳児を対象に親子見学会を実施、それぞれの園区の幼稚園で未就園児と保護者が在園児の行事に参加し交流を図っています。保護者間の子育ての輪が広がり、地域に根づいています。 【教育総務課】</p>	<p>地域の関係団体の協力を得て「子ども元気広場推進事業」が3小学校で開設し、この21年度で残り4小学校で新設 【生涯学習課】</p> <p>保育所の子どもと老人福祉施設の高齢者が相互に訪問し、季節的行事・劇・手作り玩具などをして世代間交流を図っています。 【子育て支援課】</p> <p>従来通りの体制で、健診に従事するスタッフの1人1人の意識を高め、事後のフォローにうまくつながるよう努めている。対応に迷うケースには、カンファレンスにおいて、検討し一定の対応ができるように調整している。 20年度実績 4ヶ月 566人 1歳7ヶ月 540人 3歳6ヶ月 510人 【保健医療課】</p>	<p>エ児童の健全育成</p> <p>地域社会における児童数の減少は、遊びを通じて仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。</p> <p>オ地域の高齢者の参画を募る等、世代間交流の推進を図る。</p> <p>アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流を図ることが必要である。</p> <p>幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスの場として学校の余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗を活用する。</p>	<p>後期計画期の目標等</p>
<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ①子どもや母親の健康確保 <乳幼児健康診査、フォロー体制の充実> ・乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、乳幼児の健全な発育に寄与することを目的として健康診査を実施していますが、今後は教材等にも工夫し、安心して子育てをしてもらえるよう努めます。また、時間等にも配慮し、できるだけ多くの不安や悩みの解消に対応できるように取り組んでいきます。 ・健康診査後に医療機関や関係機関などとの連携強化によるきめ細やかな事後指導や相談対応を必要に応じて実施するなど、フォローアップ体制の充実に引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>73</p>	<p>従来通りの体制で、健診に従事するスタッフの1人1人の意識を高め、事後のフォローにうまくつながるよう努めている。対応に迷うケースには、カンファレンスにおいて、検討し一定の対応ができるように調整している。 19年度実績 4ヶ月 545人 1歳7ヶ月 555人 3歳6ヶ月 608人 【保健医療課】</p>	<p>従来通りの体制で、健診に従事するスタッフの1人1人の意識を高め、事後のフォローにうまくつながるよう努めている。対応に迷うケースには、カンファレンスにおいて、検討し一定の対応ができるように調整している。 20年度実績 4ヶ月 566人 1歳7ヶ月 540人 3歳6ヶ月 510人 【保健医療課】</p>	<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ア子どもや母親の健康の確保</p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施設等の充実が図られる必要がある。 また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を踏まえたものとするともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。 保健センター等市町村において、子育て支援の拠点となるべき基礎が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p>	<p>①子どもや母親の健康確保 <乳幼児健康診査、フォロー体制の充実> ・乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、乳幼児の健全な発育に寄与することを目的として健康診査を実施していますが、今後は教材等にも工夫し、安心して子育てをしてもらえるよう努めます。また、時間等にも配慮し、できるだけ多くの不安や悩みの解消に対応できるように取り組んでいきます。 ・健康診査後に医療機関や関係機関などとの連携強化によるきめ細やかな事後指導や相談対応を必要に応じて実施するなど、フォローアップ体制の充実に引き続き取り組んでいきます。</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p><妊産婦に対する健康診査と相談の充実> ・妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安の解消のため、妊婦一般健康診査及び妊産婦訪問指導等の保健サービスについて、医療機関と協力しながら充実を図るとともに、ハイリスク妊産婦の早期からフォローに努めます。</p>	73	<p>健康診査を平成20年4月から3回一部公費負担している。妊娠届出時に妊婦訪問を希望するに○をつけた妊婦には後日電話にて確認し、助産師または保健師が訪問している。泉大津市立病院からはハイリスク妊婦についての情報提供があり、フォローできているが、他の産科との連携に乏しくフォローできているケースは少ない。 19年度実績 妊婦健診548人 訪問指導 70人</p> <p>【保健医療課】</p>	<p>健康診査を平成21年4月から14回一部公費負担している（1回2,500円×14回）。大阪府外の都道府県で里帰り出産等をし、公費負担の助成が受けられない妊婦には申請により公費負担分を助成する。妊娠届出時に妊婦訪問を希望するに○をつけた妊婦には後日電話にて確認し、助産師または保健師が訪問している。泉大津市立病院からはハイリスク妊婦についての情報提供があり、フォローできているが、他の産科との連携に乏しくフォローできているケースは少ない。 20年度実績 妊婦健診1744人（延べ） 訪問指導 66人（延べ）</p> <p>【保健医療課】</p>	<p>ア子どもや母親の健康の確保 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生子予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p><妊産婦に対する健康診査と相談の充実> ・妊婦の経済的な負担を軽くするためにも妊婦健康診査の公費負担額を増額させていきたい。 ・妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安の解消のため、妊婦一般健康診査及び妊産婦訪問指導等の保健サービスについて、医療機関と協力しながら充実を図るとともに、ハイリスク妊産婦の早期からフォローに努めます。</p>
<p><出産前教育の充実> ・妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパ・ママ学級」の内容充実や開催日の工夫などにより、出産前教育の充実を努めます。 ・「パパ・ママ学級」へ妊産婦だけでなく父親の積極的な参加を促進します。</p>	73	<p>チラシ（妊婦教室）を郵送することにより、参加者が少し増えた。平成18年から日曜開催を実施している。 19年度実績 母親160人 父親 24人</p> <p>【保健医療課】</p>	<p>チラシ（妊婦教室）を郵送することにより、参加者が少し増えた。平成18年から日曜開催を実施している。21年度は日曜開催を3回予定している。 20年度実績 母親163人 父親 42人</p> <p>【保健医療課】</p>	<p>乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進める。</p>	<p><出産前教育の充実> ・妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパ・ママ学級」の内容充実や開催日の工夫などにより、出産前教育の充実を努めます。 ・「パパ・ママ学級」へ妊産婦だけでなく父親の積極的な参加を促進します。</p>
<p><相談と情報提供の充実> ・乳幼児の日々の食事や病気などに関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、乳幼児相談についての相談事業の充実を検討するとともに、保育所、幼稚園との連携を推進します。 ・病気や事故の最新事例紹介など、乳幼児の生活に関する情報提供の充実を図ります。 ・正しい生活習慣やその他の健康情報を行政、民間も含めた母子を取り囲む様々な角度から受け手の価値観や望ましい行動が取れるような環境に合わせて発信することを検討します。</p>	73	<p>市内3カ所（センター、デージー、とろし）で実施しています。 19年度実績 乳児相談382人 幼児相談210人</p> <p>乳幼児の事故防止については、乳幼児健診の際にチラシ配布、4ヶ月健診では事故防止の話を実施しています。「みんなで育てよう高石っ子」の充実につとめています。新生児家庭の訪問を実施し、相談に応じたり、助言を行う。</p> <p>【保健医療課】</p>	<p>市内3カ所（センター、デージー、とろし）で実施しています。 20年度実績 乳児相談382人 幼児相談182人</p> <p>乳幼児の事故防止については、乳幼児健診の際にチラシ配布、4ヶ月健診では事故防止の話を実施しています。「みんなで育てよう高石っ子」の充実につとめています。新生児家庭の訪問を実施し、相談に応じたり、助言を行う。</p> <p>【保健医療課】</p>	<p>妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行う。</p>	<p><相談と情報提供の充実> ・乳幼児の日々の食事や病気などに関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、乳幼児相談についての相談事業の充実を検討するとともに、保育所、幼稚園との連携を推進します。 ・病気や事故の最新事例紹介など、乳幼児の生活に関する情報提供の充実を図ります。 ・正しい生活習慣やその他の健康情報を行政、民間も含めた母子を取り囲む様々な角度から受け手の価値観や望ましい行動が取れるような環境に合わせて発信することを検討します。</p>
<p><発達・成長過程に応じた健康教育等の支援> ・子どものころに培った生活習慣は生涯を通じて日々の生活の中に表れることから乳幼児期、学童期における連続的な発達の支援及び健康教育を総合保健センター、小・中学校、幼稚園、保育所などと連携して行い、正しい健康情報に基づいた子どもの健全育成を推進します。</p>	74	<p>パパ・ママがつくるこどもの4か条を推進しています。 第1条 知っておこう、寝るのは8時、遅くても9時 第2条 朝食にも野菜を食べよう 第3条 テレビデビューは2歳から、長くても1日2時間までにしよう 第4条 1日1回外遊び体と心を育てよう</p> <p>【保健医療課】</p>	<p>パパ・ママがつくるこどもの4か条を推進しています。（健診の案内封筒に印刷したり健診会場に掲示している） 第1条 知っておこう、寝るのは8時、遅くても9時 第2条 朝食にも野菜を食べよう 第3条 テレビデビューは2歳から、長くても1日2時間までにしよう 第4条 1日1回外遊び体と心を育てよう</p> <p>【保健医療課】</p>		<p><発達・成長過程に応じた健康教育等の支援> ・子どものころに培った生活習慣は生涯を通じて日々の生活の中に表れることから乳幼児期、学童期における連続的な発達の支援及び健康教育を総合保健センター、小・中学校、幼稚園、保育所などと連携して行い、正しい健康情報に基づいた子どもの健全育成を推進します。</p>
<p>②食育の推進 <「食育」推進ネットワーク等の検討> ・学童期以降の食育推進は総合保健センターでは困難なことが多いので、食生活改善協議会を支援し、ふれあい親子クッキング（小学生と保護者を対象）を開催しています。また、フリー活動栄養士会は小学生高学年を対象にパワフルキッズクラブを開催し、食育に取組んでいるので、これらと連携を図ることができれば小学生までの食育のネットワークの構築が可能であると考えています。</p>	74	<p>親子クッキング 平成18年 大人 9人 小人17人 平成19年 大人14人 小人23人 パワフルキッズクラブ 平成18年 小人30人 平成19年 小人30人 PTA料理教室 平成19年 27人</p>		<p>イ「食育」の推進 朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心や身体の問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進める。</p>	<p>不安定な生活習慣や朝食欠食等の食習慣の乱れという現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成をめざす。乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進める。</p> <p>【教育指導課】</p>
<p><学校等における食育の推進> ・子ども時代の食生活の乱れは、現在はもちろん、将来の健康にも影響を与え、心の健全な発達の上でも食生活が重要な意味をもっています。食育の取組みは就学以前の段階から取り組むのがより効果的であることから、今後は、幼稚園や保育所において、食育紙芝居や保健所の食育媒体を利用して食育の推進を行うとともに、小学校における栄養教諭の創設を念頭におきながら各学校において食育に取組んでいきます。</p>	74	<p>今年度、新たに栄養教諭の免許を取得予定 「早寝早起き朝ごはん」などをテーマに児童・生徒自身が生活習慣を見直すことができるよう、啓発に取り組んでいる。 食育全体計画の策定（全小学校）</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>栄養教諭の免許1名が取得 「はやね はやおき 朝ごはんキャンペーン」のリーフレットを作成し、食生活を含めた生活習慣の改善を児童生徒はもちろん、保護者にも啓発していく。 全小学校で策定済みの食育全体計画を中学校3校でも策定していく。 幼稚園では、園児に対する指導はもちろん、保護者に対しても食育に対するアンケートや講演会を実施し、食育の大切さを啓発している。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。</p>	

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>③思春期保健対策の充実 <母子保健と学校保健の連携> ・小学校教育研究会等へ保健師が出席し、情報交換と連携の強化に努めていきます。今後学校における健康教育の充実に向けて情報提供を積極的に行っていきます。</p> <p>④小児救急医療体制の充実 小児救急医療体制について、初期救急医療は高石市立診療センターにおいて休日診療を実施し、また二次救急医療は、泉州医療圏における病院の輪番による二次救急医療体制を整備し、対応を図っています。しかし、救急医療に従事する小児科医の不足等により、夜間帯の専門医の確保が難しくなっていることが、泉州医療圏における共通の課題となっています。</p> そこで、現在、泉州医療圏において大阪府の小児救急広域連携促進事業を活用し、各市が設置している休日・夜間急病診療所を広域センター化又は小児救急拠点病院の整備を図り、各市が協力して広域的なエリアをカバーする診療体制の確保を検討していきます。	74 75	<p>泉州医療圏の内、泉州北部地域（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）では、小児の初期救急を充実させるため、5市1町で医療協議会を設け、新たに岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを平成18年11月から開設しています。 【保健医療課】</p>	<p>泉州医療圏の内、泉州北部地域（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）では、小児の初期救急を充実させるため、5市1町で医療協議会を設け、新たに岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを平成18年11月から開設しています。</p>	<p>ウ思春期保健対策の充実</p> <p>十歳代の人口妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図る。喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ小児医療の充実 小児医療体制のは、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組みこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>泉州北部地域5市1町（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）で医療協議会を設け、岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを開設しています。今後も小児の初期救急を充実させるため、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の強化を図ることが必要である。</p>
（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備					
<p>①次代の親の育成 <道徳教育の推進> ・学校では人権教育の一環をして男女共生教育や性教育を行い、道徳教育を推進します。また、子どもの道徳の形成に地域全体で配慮していきます。</p> <p><乳幼児とのふれあう機会の充実> ・中・高生が乳幼児と触れ合う体験のなかで子育てに関する意義や大切を理解し、次代を担う子どもとして成長できるよう地域の幼稚園、保育所と連携し、乳幼児とふれあう機会の充実に努めます。また、ふれあい活動に関して子ども同士のトラブルや通行中の事故等が発生しないように配慮します。</p>	76 76	<p>小・中学校ともに全体計画・年間指導計画を作成し、発達段階に応じた指導の内容の充実に努めている。特に「読み物資料」を使った道徳教育の進め方について、「高石市道徳研修会」を計6回開催し、道徳の授業力向上に努めた。大阪府教育センターの「授業力向上プロジェクト」と連携している。 【教育指導課】</p> <p>職場体験や中学生の保育体験（幼稚園）を行なっている 【教育指導課】</p>	<p>今年度より小・中学校ともに新学習指導要領の先行実施に伴い、道徳と各教科との関連を明記した全体計画及び年間指導計画についての作成と、道徳教育推進教師の配置による各学校における道徳の時間を要とした一層の取組みを推進する。また、府教育センターの「授業力向上プロジェクト」との連携も最終年を迎え取組みの成果の取りまとめを行う。高石市道徳教育推進教師連絡会を年3回開催。高石市道徳研修会については、内容を充実し今年度も年間4回の開催となる。 【教育指導課】</p> <p>職場体験学習だけではなく、中学生一人一人が幼稚園の園児と交流する保育体験学習が定着している。 【教育指導課】</p>	<p>ア次代の親の育成</p> <p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女がその希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進める必要がある。</p> <p>中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進する。</p>	<p>・「高石市男女共同参画計画（平成19年3月策定）」に基づき、一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、就労場における男女平等の促進や家庭生活における男女共同参画の促進など、関係機関と連携しながら、さまざまな施策の実施に努める。 【人権推進課】</p>
<p>②就労意識の啓発、情報発信 <就業感や勤労観の育成> ・社会全体の働き方の変化により児童の職業観や就労間にも変化がみられます。それらの望ましい形成のために小・中学校を通じて計画性のあるキャリア教育の実施を検討します。</p> <p><総合学習等を活用した職業人講話> ・地域で実際に働く人に総合学習等へ参加してもらい、働く意義や日々の思い、体験談等の生の声から児童・生徒の就職に対する社会性を養うとともに、地域産業への理解をすすめます。</p>	76 76	<p>これまでに、中学校において、中学校第2学年時の職場体験学習を核とした、キャリア教育の3年間のカリキュラムを構築してきた。また、本年度は大阪府からの資料を活用し、小学校からのキャリア教育も導入し、9年間を系統だった指導体制を図っている。 【教育指導課】</p> <p>市内中学校の1中学校で実施。 キャリア教育の一環としてプログラム化 【教育指導課】</p>	<p>・文部科学省「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」の指定を受け、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。体験学習や外部人材の活用により、自分の将来について展望を持たせ、自尊感情を高めるような学習を推進している。 【教育指導課】</p> <p>市内中学校の1中学校で実施。 文部科学省委嘱「キャリア教育推進事業」を受け、1中学校と1小学校において連携した実践に取り組む。 【教育指導課】</p>	<p>・小学校から中学校へと9年間にわたる、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の実施に向けて、小中の連携を充実させる。具体的には、小中合同の教員向け研修会や、小学生と中学生との交流した体験活動などを推進する。 【教育指導課】</p>	<p>国の事業を受けての教育実践を展開する学校の増加について市としても支援していく必要がある。 【教育指導課】</p>
<p><情報発信> ・平成16年度9月に設置した就労支援センターにおいて地域に密着した情報提供を実施していきます。</p>	76	<p>市内にお住まいで障害をお持ちの方、中高齢者や母子家庭の母親など働く意欲を持ちながら就労が困難な方を対象に、雇用就労への支援を行うため、専門的就労支援コーディネーターによる相談事業を行い、相談者一人ひとりに応じた助言、提案をし、各就労支援関係施設の紹介、就労に役立つ講座の開催や求人情報の提供を行いました。 【経済課】</p>	<p>市内にお住まいで障害をお持ちの方、中高齢者や母子家庭の母親など働く意欲を持ちながら就労が困難な方を対象に、雇用就労への支援を行うため、専門的就労支援コーディネーターによる相談事業を行い、相談者一人ひとりに応じた助言、提案をし、各就労支援関係施設の紹介、就労に役立つ講座の開催や求人情報の提供を行っています。 【経済課】</p>	<p>今後も就労困難者が一人でも就労に結びつけるようコーディネートを中心に就労を行っていく。</p>	<p>今後も就労困難者が一人でも就労に結びつけるようコーディネートを中心に就労を行っていく。 【経済課】</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p><若年者の就業観意識の把握> ・平成16年度8市4町の広域で若年者の就業観意識調査を行い、現在の若年者の考え方を分析することで多様化する若者の就業観の把握に努めます。</p>	76	<p>阪南地域の若年者の職業観意識等把握調査を実施し、平成17年3月に報告書をまとめた。 【経済課】</p>	<p>今後は、報告書に基づき若者の就労に役立てる。 【経済課】</p>	<p>今後は、報告書に基づき若者の就労に役立てる。</p>	<p>今後は、報告書に基づき若者の就労に役立てる。 【経済課】</p>
<p>③安全等に配慮した教育環境の整備 <災害に強い教育施設の整備> ・国の補助事業等を今後も活用し、子どもの安全な教育環境の整備のため災害に強い施設の整備を検討していきます。また、災害時地域住民の安全な避難場所としての役割を担うため、改修にあたっては学校の児童・生徒の安全にとどまらず、地域の安全に十分配慮した施設整備を行います。</p>	77	<p>27年度までに全ての学校施設について耐震化工事を完了するとしていましたが、20年6月に地震防災対策特別措置法改正法が成立したことにより、耐震補強工事を前倒実施すべく「第2次高石市学校教育施設耐震化計画」を策定し、20年8月に屋内運動場1棟実施、10棟も実施予定としております。 【教育総務課】</p>	<p>第3次高石市学校教育施設耐震化計画を平成21年6月に策定し、平成21年度は1s値0.3未満の校舎5棟、屋内運動場5棟の耐震化を実施。 【教育総務課】</p>		<p>第3次高石市学校教育施設耐震化計画を平成21年6月に策定し、平成22年度までに小中学校のすべての校舎および屋内運動場の耐震化を実施。 【教育総務課】</p>
<p><良質な教育環境の整備> ・良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、特別教室の器具や機材、また、楽器等の整備をすすめていきます。また、社会の変化に迅速に対応できる子どもを育成するためコンピュータ等の次代に適応した設備の整備にも努め、円滑な授業の推進に努めます。</p>	77	<p>小・中学校ともに、平成17年度9月に新規コンピュータ43台を配置し、時代に即したソフトの導入を図り、円滑な授業の推進を行なっている。 【教育総務課】</p>	<p>校舎耐震化にあわせて一部大規模改修を実施します。 【教育総務課】</p>		<p>平成22年度までに耐震化工事に合わせ大規模改修を実施します。 【教育総務課】</p>
<p>④子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備</p>				<p>イ子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p>	
<p><確かな学力の向上> ・学校への外部人材の積極的投入 ・学力向上フロンティアスクール事業 ・指導方法の工夫・改善。体験的活動を重視した総合的な学習</p>	77	<p>学校への外部人材を積極的に投入していく。確かな学力向上のためのまなび舎事業の活用。少人数指導、習熟度別指導を交えながら指導方法の工夫・改善を継続的に推進している。体験的活動を重視した総合的な学習を各校継続的実施 【教育指導課】</p>	<p>人材確保が、厳しくなっている中、学校への外部人材を積極的に投入している。確かな学力向上のためのまなび舎事業の活用や地域人材を活かした放課後学習等において、「携帯ゲーム機」を教具・教材として反復学習等に活用している。少人数指導、習熟度別指導を交えながら指導方法の工夫・改善を継続的に推進している。体験的活動を重視した総合的な学習を各校継続的実施 【教育指導課】</p>	<p>(ア) 確かな学力の向上 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進する。 全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題がみられる学校の改善に向けた取組への支援を行うことが重要である。</p>	<p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等の育成によって「生きる力」を充実する。また、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進し、学校教育の地域からの信頼度を高める。 全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題がみられる学校の改善に向けた取組への支援を行い、学力向上の成果をあげる。 【教育指導課】</p>
<p><豊かな心の育成> ・全教育活動を通じた心の教育の推進 ・体験的活動を重視した総合的な学習</p>	77	<p>道徳の時間を要として、学校における教育活動全体を通じてお互いの思いを伝え合い、あたたかい人間関係を築くことができるよう校内美化やあいさつ運動などに取り組んでいる。 【教育指導課】</p>	<p>道徳の時間を要として、「読み物資料」等を中心に実践し、児童・生徒に思いやりや温かい人間関係についてさらに深く考える機会を充実させる。また、それを生かして、学校の教育活動全体を通じての活動、行事等に積極的に取り組んでいる。 【教育指導課】</p>	<p>(イ) 豊かな心の育成 豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。 また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</p>	<p>豊かな心をはぐくむことを目標に、指導方法や指導体制の工夫改善をさらに推進していく。道徳教育については教員ひとりひとりが実践についてのスキルを高めながら、児童・生徒の心に響く道徳教育を実践していきけるよう専門家を招いての研修等をさらに充実させる必要がある。 また、いじめ、不登校その他問題行動については専門的な相談体制をさらに強化し家庭、地域と協力はもちろん、関係機関との連携を進めながら対応に取り組んでいく。 【教育指導課】</p>
<p><健やかな体の育成> ・小学校において「げんきアップノート」・「おおさかキッズパスポート」の活用</p>	77	<p>教育活動全体を通じて、組織的・計画的な健康教育の取組を推進している。 【教育指導課】</p>	<p>「おおさかキッズパスポート」事業は平成20年6月30日で終了したが、「げんきアップノート」の活用等、引き続き教育活動全体を通して組織的、計画的な健康教育の取組みを推進する。 【教育指導課】</p>	<p>(ウ) 健やかな体の育成 子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。</p>	<p>・全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加および実施を通して、高石市の子どもの体力・生活習慣等の実情を把握し、課題をふまえたうえで取り組み内容を工夫する。 ・幼稚園教育要領及び学習指導要領の改訂に伴い、授業を改善する。 【教育指導課】</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>＜信頼される学校づくり＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度 ・学校教育自己診断の実施 ・教員の資質向上 	77	<p>学校評議員は平成17年4月より本格実施学校教育自己診断等を活用するなどして意見を交換し、成果や課題を共有しながら課題の解決等に向けての話し合いの機会を持っている。「子どもを理解するための研修」、「授業力を向上するための研修」「人権尊重に向けての研修」等、積極的に取り組み、教員の資質の向上に努めている。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>学校評議員は以前より本格実施学校教育自己診断等を活用するなどして意見を交換し、成果や課題を共有しながら課題の解決等に向けての話し合いの機会を持っている。また、その結果を各校で保護者に公開するなども行っている。そして、年間を通じて、「子どもを理解するための研修」、「授業力を向上するための研修」「人権尊重に向けての研修」等、積極的に取り組み、教員の資質の向上に努めている。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>(エ) 信頼される学校づくり</p> <p>学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい。</p> <p>指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。</p> <p>さらに、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。</p> <p>学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。</p> <p>あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある。</p>	<p>学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進める。</p> <p>指導が未熟な教員に対する人事管理を公正かつ適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付ける。</p> <p>さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行う。</p> <p>あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する。</p> <p>【教育指導課】</p>
<p>＜幼児教育の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と保育所、小学校等との交流や連携 	78	<p>園児、児童、生徒の交流会を積極的に行なっている。</p> <p>幼稚園教員の全体研修会の実施</p> <p>幼・小・中教員の合同研修会の実施（夏季休業中）</p> <p>統一日による小学校見学会の実施（全新就学児を対象に実施）</p> <p>保育研究講座の実施（3市1町での研究発表）</p> <p>リーディングスタッフや臨床心理士による巡回相談の実施</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>夏季休業中に、幼・小・中教員合同の研修会の実施</p> <p>全新就学児を対象に、統一日による小学校見学会の実施</p> <p>リーディングスタッフや臨床心理士による巡回指導の実施</p> <p>小学校の運動会や給食試食会に参加し、交流をはかる</p> <p>中学校の職場体験の受け入れを行う。</p> <p>保育研究講座の実施（泉北3市1町での研究発表）</p> <p>幼稚園教員の全体研修会の実施</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>(オ) 幼児教育の充実</p> <p>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学ぶの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要である。</p> <p>幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。</p>	<p>幼児教育の充実のため、幼稚園教員のスキルアップのための人権教育・支援教育等、さまざまな研修を計画し、実施していく。</p> <p>子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。</p> <p>【教育指導課】</p>
<p>⑤家庭や地域の教育力の向上</p> <p>＜家庭教育への支援の充実＞</p> <p>家庭は子どもの成長にとって大きな役割を担うものであるが、近年、家庭におけるしつけの不足、親子のふれあいや信頼関係の不足が指摘されています。このため、家庭の重要性や役割を認識するため、保護者対象の子育て支援の後援会の実施やPATだより等による広報啓発活動の充実に努めるとともに、家庭教育学級の充実や学校、家庭、福祉部局等とのネットワークの構築に努めます。</p>	78	<p>すこやかネットが中心となった「フェスティバル」が各校で実施されています。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>すこやかネットが中心となった「フェスティバル」や「読み聞かせの時間」など学校と地域が協力した行事が各校で実施されています。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>ウ家庭や地域の教育力の向上</p> <p>(ア) 家庭教育への支援の充実</p> <p>都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。</p> <p>教育の原点である家庭の教育力を高めるために、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。</p> <p>早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが重要である。</p>	<p>教育の原点である家庭の教育力を高めるために、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行う体制をつくる。また、その成果広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施されるよう努める。</p> <p>早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整える。</p>
<p>＜地域の教育力の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区のすこやかネットの進化、充実 	78	<p>すこやかネットが中心となった「フェスティバル」が各校で実施されています。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>すこやかネットが中心となった「フェスティバル」や「読み聞かせの時間」など学校と地域が協力した行事が各校で実施されています。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>(イ) 地域の教育力の向上</p> <p>子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。</p>	<p>子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくむ。</p> <p>【教育指導課】</p>
<p>＜スポーツ・レクリエーションの環境づくり＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心と体の成長の場として、各種スポーツ教室やキャンプ、野外でのレクリエーション、バイキング、農業体験といった自然活動について、メニューの充実を図りながら引き続き実施します。 	78	<p>すこやかネットが中心となった「フェスティバル」が各校で実施されています。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>すこやかネットが中心となった「フェスティバル」や「スポーツ活動」「音楽活動」など学校と地域が協力した行事が各校で実施されている。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。</p> <p>地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。</p>	<p>学校支援地域本部事業を活用し、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進。森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりを行う。</p> <p>地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加する。</p> <p>【教育指導課】</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進 <有害環境把握と対策> ・コンビニや書店への働きかけと有害街頭看板等の撤去活動などを通じて地域における有害環境の把握に努めます。また、情報セキュリティの研修等を通じてインターネット上での有害情報対策について理解を深め、学校での有害環境対策にも努めます。</p>	78	<p>【教育指導課】</p>	<p>有害玩具や有害図書、携帯電話の出会いサイト、インターネットの悪用等の児童・生徒をとりまく不健全な生活環境について実態把握に努め、家庭や地域・関係機関とも連携し、家庭の協力も得ながら問題解決に努めている。 また、メールやホームページ（ブログ）によるトラブルもみられることから、情報モラル教育についても充実を図っている。 【教育指導課】</p>	<p>エ子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <p>街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念されている状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。 携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフトまたはサービスの普及促進等に努める必要がある。</p>	<p>児童・生徒の携帯電話の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、「児童・生徒の携帯電話の持ち込み原則禁止」をはじめ、学校における指導を徹底する。また、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発、被害・加害とならないよう児童・生徒への指導を充実させていく。 卒業生や他校生との交遊を通して、不良行為に走る場合がみられるので、交友関係を的確に把握し、指導に留意する。 【教育指導課】</p>
<p>（4）子育てを支援する生活環境の整備 ①良質な居住環境の確保 <良質な住宅環境の整備> ・子育て世帯がゆとりある住環境のなかで安心して子育てができるよう、公営住宅の建替に際し妊産婦や子育て世帯にとって住みよい設備・機能等の整備を要望するなど、府や関係機関に対して働きかけていきます。</p>	79	<p>平成20年度は、地域住宅交付金を利用し、入居者の安心安全を確保するため、各住戸に自動火災警報器を設置した。 【建築住宅課】</p>	<p>2011年7月24日でテレビのアナログ放送が終了するため、市営住宅は地域住宅交付金を利用し、今年度中に地上デジタル対応化にします。 【建築住宅課】</p>	<p>（4）子育てを支援する生活環境の整備 ア良質な住宅の確保 イ良好な居住環境の確保 住生活基本計画に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では、十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが望ましい。 子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。</p> <p>イ良好な居住環境の確保</p> <p>住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給を行うことが望ましい。 大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。 室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。</p>	<p>次世代を見据え時代に対応した安心・安全な住居づくり。高齢者、障害者にも優しいバリアフリー化等、居住環境を整備し確保して、公営住宅の長寿命化計画をしていく。また、福祉世帯むけ（障害者世帯、高齢者・単身世帯、母子世帯等）住宅の優先入居や特定入居を推進する。 【建築住宅課】</p>
<p>②子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境 <安全な道路交通環境の整備> ・子どもや妊産婦が市内の道路を安全に通行できるよう、現在実施している段差、勾配の解消等の道路環境整備を引き続き進めていくとともに、歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備、その他用地買収を伴わない整備方法の検討を行います。 ・公安委員会と連携した総合的な対策の実施により外周幹線道路の車の流れを円滑にし、生活道路への流入を抑制することで子どもの安全な交通環境の確保に努めます。</p> <p><駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上> ・店舗等の荷さばき場及び駐車スペース等の整備を要望していきます。また、違法駐車を取り締まり強化を所轄警察と連携して推進します。</p>	79	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。外周幹線道路につきましては、各道路管理者及び公安委員会と連携し整備中であります。 【土木公園課】</p>	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。外周幹線道路につきましては、各道路管理者及び公安委員会と連携し整備中であり、歩道設置を行う都市計画道路の整備につきましては、用地買収を進めている。 【土木公園課】</p>	<p>ウ安全な道路交通環境の整備</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進することが望ましい。 事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが望ましい。</p>	<p>新バリアフリー法に基づく基本構想作成（特定経路の整備）については、今後とも関係機関と協議していきます。また、事故の危険性の高い通学路等につきまいては、都市計画道路の整備に併せ歩道等を設置していきます。 【土木公園課】</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>③安心して外出できる環境の整備 <子育てバリアフリー化> ・子どもと外出する際の利便性向上のため、公共施設や駅、スーパー等にベビーコーナーなどの設置を働きかけていきます。</p>	79	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。駅舎については、連立事業に併せて整備します。 【土木公園課】</p>	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。南海電鉄の駅舎については、連続立体交差事業に併せて整備を行います。富木駅のバリアフリー化につきましては、J R西日本と協議を行っています。 【土木公園課】</p>	<p>エ安心して外出できる環境の整備 (ア)公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。</p>	<p>新バリアフリー法に基づく基本構想作成（特定経路の整備）については、今後とも関係機関と協議してまいります。また、事故の危険性の高い通学路等につきましては、都市計画道路の整備に併せ歩道等を設置してまいります。 【土木公園課】</p>
<p><公共施設の段差解消></p>	79	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。駅舎については、連立事業に併せて整備します。 【土木公園課】</p>	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。南海電鉄の駅舎については、連続立体交差事業に併せて整備を行います。富木駅のバリアフリー化につきましては、J R西日本と協議を行っています。 【土木公園課】</p>	<p>(イ)子育てにやさしいトイレ等の整備</p>	<p>南海電鉄の駅舎トイレの整備については、連続立体交差事業に併せて整備を行います。富木駅の駅舎トイレについては、駅舎のバリアフリー化に併せて、J R西日本と協議を行っていきます。 【土木公園課】</p>
<p>子どもやその親、妊産婦等市民が安全に移動できるよう、段差解消等生活環境改善工事を引き続き実施してまいります。また、駅舎や駅前のバリアフリー化についても、「交通バリアフリー法」や先進都市の事例等も十分に研究し、市総合計画や地域福祉計画との整合性を図りながら、バリアフリーのまちづくりを進めていきます。</p>	79	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。駅舎については、連立事業に併せて整備します。 【土木公園課】</p>	<p>交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。南海電鉄の駅舎については、連続立体交差事業に併せて整備を行います。富木駅のバリアフリー化につきましては、J R西日本と協議を行っています。 【土木公園課】</p>	<p>(ウ)子育て世帯への情報提供</p>	<p>南海電鉄の駅舎トイレの整備については、連続立体交差事業に併せて整備を行います。富木駅の駅舎トイレについては、駅舎のバリアフリー化に併せて、J R西日本と協議を行っていきます。 【土木公園課】</p>
<p>④子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進 <防犯灯の整備> ・地域の自治会とも今後防犯灯の設置、維持管理について協議するとともに、自治会未設置の地域についても検討を加え、明るく安心・安全なまちづくりの推進に努めます。</p>	80	<p>自治会が実施する防犯灯の整備に対する助成事業として、設置補助（一灯につき上限一万円）、使用電気料金補助（1/2額補助）を行っているほか、各自治会に対し各戸の門灯の終夜点灯についての働きかけを行っている。また、住宅等の開発地区に対して、防犯灯設置の協議を行っています。 【秘書広報課】</p>	<p>自治会が実施する防犯灯の整備に対する助成事業として、設置補助（一灯につき上限一万円）、使用電気料金補助（1/2額補助）を行っているほか、各自治会に対し、各戸の門灯の終夜点灯についての働きかけを行っている。また、住宅等の開発地区に対して、防犯灯設置の協議を行っています。 【秘書課】</p>	<p>子どもが犯罪の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。</p>	<p>今後も防犯灯の設置補助や使用電気料金補助を続けるほか、各戸門灯の終夜点灯の働きかけ、開発協議に際して住宅等の防犯灯の設置を強く勧めて行きます。 【秘書課】</p>
<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進 ①女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等 <男性を含めた働き方の見直し></p>	81	<p>・「男女平等に関する市民意識調査」を平成17年度に実施し、就業状況や家庭内の家事分担についても調査項目とし、分析の結果、依然として性別役割分担意識が根強いという現状を把握した。 ・高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、国や大阪府等が発行する啓発冊子などを配布し、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活を両立できるよう、啓発に努めた。また、就職差別撤廃月間（6月）における街頭キャンペーンにおいて、啓発に努めた。 ・女性が結婚、出産、育児等で差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるように、「女性相談」及び「人権相談」では、個別のケースに応じて、必要な情報の提供に努めた。</p>	<p>・「高石市男女共同参画計画（平成19年3月策定）」に基づき、一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、就労の場における男女平等の促進や家庭生活における男女共同参画の促進など、関係機関と連携しながら、さまざまな施策の実施に努める。 ・高石市事業所人権教育推進連絡協議会加入事業所に対し、国や大阪府等が発行する職場での男女平等に関する啓発冊子などを配布し、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活を両立できるよう、引き続き啓発・周知に努める。また、就職差別撤廃月間（6月）における街頭キャンペーンにおいても、男女雇用機会均等に関する啓発に努める。 ・女性が結婚、出産、育児等で差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、「女性相談」及び「人権相談」を継続して実施し、個別のケースに応じて、関係機関と連携しつつ、必要な情報の提供に努める。 【人権推進課】</p>	<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 ア仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</p>	<p>・「高石市男女共同参画計画（平成19年3月策定）」に基づき、一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、就労の場における男女平等の促進や家庭生活における男女共同参画の促進など、関係機関と連携しながら、さまざまな施策の実施に努める。 ・高石市事業所人権教育推進連絡協議会加入事業所に対し、国や大阪府等が発行する職場での男女平等に関する啓発冊子などを配布し、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活を両立できるよう、引き続き啓発・周知に努める。また、就職差別撤廃月間（6月）における街頭キャンペーンにおいても、男女雇用機会均等に関する啓発に努める。 ・女性が結婚、出産、育児等で差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、「女性相談」及び「人権相談」を継続して実施し、個別のケースに応じて、関係機関と連携しつつ、必要な情報の提供に努める。 【人権推進課】</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p><企業に対する意識啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や府と連携して、企業に対し、雇用における男女平等の確保、男女ともに利用できる育児休業制度の普及、事業所内部施設の整備促進、柔軟な勤務形態の導入等について、企業に取組みを求めています。また、労働情報機関紙（勤労者市民ニュース）を発行し、引き続き市内事業所の啓発に努めます。 ・育児など家族的責任をもつ男女労働者に対する雇用差別をなくすよう、企業内の意識啓発等の取組みを求めています。 	81	<p>労働情報機関誌、「勤労市民ニュースたかいし」を発行し、雇用における男女平等や育児休業制度等情報提供を行い啓発に努めた。</p> <p>【経済課】</p>	<p>労働情報機関誌、「勤労市民ニュースたかいし」の中で、雇用における男女平等や育児休業制度等の法律改正等があった場合情報提供を行い啓発に努めてまいります。</p> <p>【経済課】</p>	<p>今後も勤労者市民ニュースたかいしを通じ、法律改正等あった場合啓発に努める。</p>	<p>今後も勤労者市民ニュースたかいしを通じ、法律改正等あった場合啓発に努める。</p> <p>【経済課】</p>
<p><女性の就労支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が結婚、出産、育児等で退職することなく就労を継続できるように、育児休業法や男女雇用機会均等法の周知に努め、差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるように、関係機関と連携しながら相談や情報提供等の支援を行います。 ・女性の再就職や転職などに関する相談や情報提供を行い、また、職業能力の訓練、ホームヘルパー等の専門技術及び資格の取得などについて、府の職業訓練校や職業安定所等と連携しながら支援を行います。 	81	<p>「勤労市民ニュースたかいし」を通じ、育児休業法や男女雇用機会均等法等の周知に努めています。また、母子家庭等の母親等の就労支援については、高石市就労支援センターを設置しており、専門のコーディネーターによる相談も行っており、就労に関する情報の提供を行った。</p> <p>【経済課】</p>	<p>「勤労市民ニュースたかいし」を通じ、育児休業法や男女雇用機会均等法等の法律改正等あった場合周知に努め、また、母子家庭等の母親等の就労支援については、高石市就労支援センターを設置しており、専門のコーディネーターによる相談も行っており、就労に関する情報の提供を行っている。</p> <p>【経済課】</p>	<p>今後も勤労者ニュースたかいしを通じ法律改正等あった場合啓発につとめる。また、就労支援センターにて就労支援を行っていく。</p>	<p>今後も勤労者ニュースたかいしを通じ法律改正等あった場合啓発につとめる。また、就労支援センターにて就労支援を行っていく。</p>
<p><学校における男女平等教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の推進について、引き続き実施していきます。 	81	<p>各学校において教職員・児童を対象に、講演等を実施している。また、人権教育として各校推進している。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>各学校において教職員・児童を対象に、講演等を実施している。また、男女平等教育をテーマに人権研修会を開催し、教職員の啓発に努めている。</p> <p>【教育指導課】</p>		
<p>(6) 子どもの安全の確保</p>				<p>(6) 子どもの安全の確保</p>	
<p>①子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進</p> <p><交通安全教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の低学年児童に対する交通安全教室や小中学校の保健体育科教科指導における交通安全の指導を深めていくとともに、地域のボランティア等とも連携とも交通安全教育を推進していきます。 	82	<p>保健体育科での教科指導に加え、各長期休業前や春、秋の交通安全運動時に全校集会等において指導しています。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>高石警察を招いて、交通安全教室の実施や、春、秋の交通安全運動期間には、児童、生徒に啓発・指導を実施している。また、保健体育課の授業においても指導している。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>ア子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>(ア)交通安全教育の推進</p> <p>子ども及び子育てを行う親等を対象として参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全指針に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。</p>	<p>児童・生徒の登下校における交通安全についての指導はもとより、放課後の活動における交通安全についても指導を推進する。</p>
<p><チャイルドシートの正しい使用の徹底></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を展開するとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めていきます。 	82	<p>交通安全教室等の事業のなかで、チャイルドシートの正しい使用を啓発している。</p> <p>【土木公園課】</p>	<p>春・秋の全国交通安全運動期間中において、各交通安全講習会等で講和及びチラシ等でチャイルドシート使用の徹底を呼びかけている。</p> <p>【土木公園課】</p>	<p>(イ)チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p>	<p>各交通安全講習会及び交通安全教室等で、チャイルドシートの使用の徹底を呼びかけるとともに、街頭キャンペーン等でチャイルドシートの使用の徹底を図ります。</p> <p>【土木公園課】</p>
	82	<p>交通安全教室等の事業のなかで、チャイルドシートの正しい使用を啓発している。</p> <p>【土木公園課】</p>	<p>春・秋の全国交通安全運動期間中において、各交通安全講習会等で講和及びチラシ等でチャイルドシート使用の徹底を呼びかけている。</p> <p>【土木公園課】</p>	<p>(ウ)自転車の安全利用の推進</p> <p>児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児二人同乗自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討することが必要である。</p>	<p>小学生を対象に警察官の指導により自転車の正しい乗り方を実施していく。また、交通指導員が街頭指導で自転車利用者に対し、正しい乗用を呼びかける。</p> <p>【土木公園課】</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p>②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 <地域での見守り活動の推進> ・青少年の非行防止と健全育成・安全確保のため、学校、家庭、住民が一体となって取組みを進めており、また、緊急に避難、保護していただける避難場所として、市内に約650か所の一般家庭や商店に「高石っこを守るおうち」として協力をいただいています。今後も地域での見守り活動を推進していきます。</p>	82	<p>各小学校区ごとに「子ども安全見守り隊」を立上げ、子どもの登下校時を中心に見守り活動を推進している。また、公用車3台に青色防犯灯を取り付け、市内パトロールを実施している。 【教育指導課】</p>	<p>市内見まもり隊の合同研修会を実施し、大阪府警察本部から、子ども安全見まもり隊サポーター等を講師に招き、見まもり活動の充実と推進を図っている。 市内全小学校に、登下校防犯システムを運用し、児童の登下校における安全確保に努めている。 【教育指導課】</p>	<p>子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (ア)住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進 (イ)子どもを犯罪から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施 (ウ)学校付近や通学路においてP T A等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入を促進 (エ)子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施 (オ)子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援</p>	<p>登下校時間帯や完全下校時刻を設定することやI C タグを使った学校防犯システムを活用する。 また、「子ども安全見まもり隊」やP T Aなどと連携を深め、児童・生徒の安全確保に向けた取り組みを充実させていく。 【教育指導課】</p>
<p>③犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援 <相談・支援体制の充実> ・スクールカウンセラー（臨床心理士）やスクラム相談員、子どもと親の相談員など専門的なスタッフの確保と活用を努めます。 ・教育研究センターでの「ふれあい教室相談」「ホットライン高石」「スクールカウンセラーや大学教授による教育相談」などの充実を努めます。また、被害を受けた子どもの心のケアはもちろんのこと、被害を与えてしまった子どもに対しても学校、教育研究センター等で連携して教育相談を行い、心のケアに努めます。</p>	82	<p>記載の外部の専門的スタッフの活用は各校とも機能、整備できている。 「ふれあい相談」では、保護者の相談だけではなく、児童の遊戯療法にあたり放課後2件を受け持っている。 教育相談については、ケースに応じて学校に向かうなどの対応も行なっている。 校内適応指導教室的な活動も行なっている。 子どもの立ち直りを支援するための教員の研修をセンターだけでなく、学校でも実施している。 【教育指導課】</p>	<p>いじめや学校生活調査を実施することにより、いじめの未然防止や早期発見に努めている。また、「いじめ」の行為を知り得た時は、長期化することが無いように、保護者や関係機関との連携を密にし、初期対応を適切に行い早急に解決を図っている。 犯罪やいじめ等により被害にあった子どもには継続して、スクールカウンセラーや教育研究センターでの教育相談を行って心のケア実施している。 【教育指導課】</p>	<p>ウ被害に遭った子どもの保護の推進 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施する。</p>	<p>教職員が被害をうけた児童・生徒の出すシグナルを見逃すことのないように、子ども理解のための研修会等を実施し、早期に子どもへの対応を行う。ケースに応じて、学校配置のスクールカウンセラーや教育研究センターでの相談につなげ、児童・生徒が安心して学校生活を過ごせるように最善をつくす。 【教育指導課】</p>
<p><関係機関との連携> ・関係各課、学校、高石警察、堺少年サポートセンター、中央子ども家庭センター等との連携を図り犯罪、いじめ等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行います。</p>	83	<p>月毎に高石地区少年補導連絡会、堺サポートセンター、岸和田子ども家庭センターからも担当職員が出席され、本市の生徒指導上の諸問題に関する内容を協議している。場合によっては、当該校とのケース会議を開き、初期での対応に心がけている。 【教育指導課】</p>	<p>少年サポートセンター等と連携しての合同補導を実施している。 学校警察連絡会では、警察、堺少年サポートセンター、子ども家庭センター、各中学校担当者、市教委指導主事等が参加し、問題行動等の情報交換と、未然防止にむけて協議をしている。 【教育指導課】</p>	<p>ウ被害に遭った子どもの保護の推進 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施する。</p>	<p>警察、少年サポートセンター、子ども家庭センター、家庭児童相談員等との連携を密にし、被害を受けた児童・生徒に対して、各機関が協力して適切に支援するように努める。 【教育指導課】</p>
<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進</p>				<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進</p>	
<p>①児童虐待防止対策等の充実 <子どもの安全確保の優先と迅速な対応> ・児童虐待は、猶予を許さない緊急対応が必要になるケースがあることから、子どもの安全確保を最優先課題とし、初期対応に手間取ることがないように、児童相談所と密接に連携し、迅速かつ適切な対応を行います。</p>	84	<p>虐待（疑いを含む）通告を受けた際には、緊急受理会議（学校・保育所等の関係機関及び子ども家庭センター・市家庭児童相談）により選定された安全確認の方法により48時間以内に目視による安全確認を行う。 安全確認の結果、子ども家庭センターによる判断に基づく保護等の措置を実施する。 【子育て支援課】</p>	<p>代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を開催し、関係機関同士の連携を強化する。 関係機関同士で、児童虐待の個別の研究会や勉強会、意見交換会等を開催する。</p>	<p>ア児童虐待防止対策の充実 (ア)関係機関との連携 児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を保有することが必要である。特に「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、N P O、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。</p>	
<p><組織的な対応の促進> ・家庭児童相談員等による相談体制について、部課長による個別処遇協議や民生・児童委員、主任児童委員等関係機関との連携を強化するなど、充実を図ります。また、通告や発見があれば、直ちに児童虐待防止ネットワークの関係者で調査やアプローチの方法、期間連携と援助の方法等を協議して取組みます。なお、保護者への対応や関係機関との協議にあたっては、複数の職員で行うことを心がけ、一人の視点で判断する弱点をカバーすることに留意します。 ・援助活動や見守りの充実などによって、虐待防止や地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。また、総合保健センター、医療機関、保育所、学校等の関係機関の見守りを支援機能の充実を図るとともに、1機関の自己完結的な支援ではなく、互いの立場と機能を十分理解し、問題に対する認識と援助目標を共有化します。</p>	84	<p>岸和田子ども家庭センター、保健所、警察署、消防署、医師会、弁護士、民生・児童委員協議会、保健・医療・福祉等の行政機関、教育委員会等の関係機関等で構成する児童虐待防止連絡会を設置し、連絡会、実務者会議を置いています。 必要に応じて、随時に関係する機関によるケース検討会議を開催し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため学校、幼稚園、保育所等での児童の見守り、保健センターにおける健診等の母子の観察、民生・児童委員による地域での見守りを依頼するなど、関係機関や地域が連携を図っています。 【子育て支援課】</p>	<p>岸和田子ども家庭センター、保健所、警察署、消防署、医師会、弁護士、民生・児童委員協議会、保健・医療・福祉等の行政機関、教育委員会等の関係機関等で構成する児童虐待防止連絡会を設置し、連絡会、実務者会議を置いています。 必要に応じて、随時に関係する機関によるケース検討会議を開催し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため学校、幼稚園、保育所等での児童の見守り、保健センターにおける健診等の母子の観察、民生・児童委員による地域での見守りを依頼するなど、関係機関や地域が連携を図っています。 【子育て支援課】</p>	<p>また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整期間に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である。 さらに、市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県が行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある。</p>	

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p><児童虐待防止ネットワークの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止ネットワークの取組みをより重層的なものにするため、子ども家庭サポーター（子ども虐待防止アドバイザー）との連携や、大阪府において新たな構築が計画されているコミュニティソーシャルワーカーと連携について検討するなど、ネットワークの機能強化に努めます。 	84	<p>20年度中に児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会の設置に向けて、子ども家庭センターをはじめとする関係機関等と協議会の運営方法について検討を行い、3月の設置にむけて準備会議を実施した。</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>要保護児童対策地域協議会において、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を開催し、関係機関同士の連携を強化する。</p> <p>関係機関同士で、児童虐待の個別の研究会や勉強会、意見交換会等を開催する。</p>	<p>(イ)発生予防、早期発見、早期対応等</p> <p>児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要がある。</p> <p>されには、虐待の早期発見のため、主任児童委員・児童委員等を積極的に活用することも必要である。</p>	
<p><啓発活動の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待など問題となる要因の発生に対する予防の観点から、子どもの人権擁護に関する啓発活動に積極的に取り組んでいきます。また、虐待防止などに対してどのような相談機能があるかなど、市民に対応策をわかりやすく示すことができるよう、広報の充実を努めます。 	84	<p>11月の虐待防止月間に担当職員等のオレンジリボンの着用を実施。</p> <p>虐待防止啓発パンフレット・ポスターの市庁舎・学校・幼稚園・保育所・保健センターでの配布・貼付の実施。</p> <p>【子育て支援課】</p>			
<p>②母子家庭等の自立支援の促進</p> <p><ひとり親家庭の自立支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭のニーズをよく見極めながら、ひとり親家庭に対する経済的な支援策（貸付金、給付金）など、制度の一層の充実を図ります。 これらの制度に関して、広報等を通じて積極的な情報提供・周知を行っていきます。 	85	<p>高石市母子家庭自立支援給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭高等技能訓練促進給付金事業 <p>大阪府の母子寡婦福祉資金などの貸付制度を紹介しています。</p> <p>就労支援センターと連携し、就労支援相談</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>高石市母子家庭自立支援給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭高等技能訓練促進給付金事業 <p>大阪府の母子寡婦福祉資金などの貸付制度を紹介しています。</p> <p>就労支援センターと連携し、就労支援相談</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>イ母子家庭の自立支援の推進</p> <p>母子家庭等が増加している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。</p> <p>具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭日常支援事業、保育所の入所及び放課後児童クラブの利用に際して配慮等の各種支援を推進するとともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により母子家庭就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業を総合的・計画的に進め、母子家庭等に対する支援を充実させるとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努める必要がある。</p> <p>また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。</p> <p>さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが重要である。</p>	
<p><サポート体制の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の悩みや相談の内容をよく見極め、安心して生活が営むことができるよう、母子相談の充実を図ります。 また、父子家庭に対しても、子育てや日常生活等にかかる相談に答えるため相談体制の充実を図り、早期に適切な支援につなげていきます。 精神的な安らぎや自立した解決策を見出せるよう、ひとり親家庭相互の交流をすすめるため、支援策について検討します。 ひとり親家庭が相互に支えあう仕組みや母子寡婦福祉会への若年母子層の入会促進など、同じ立場にたつてふれあいや相談ができる体制の充実をサポートします。 	85	<p>母子自立支援員による相談業務等の充実</p> <p>母子家庭等の自立を支援するため、福祉事務所に母子自立支援員を配置しています。母子家庭の人や寡婦の人が暮らしの中で困っていることや悩んでいることの相談や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に応じています。また、児童を扶養している人には、経済的自立を支援し、児童の福祉増進を図るため母子福祉資金などの貸付制度を紹介しています。</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>母子自立支援員による相談業務等の充実</p> <p>母子家庭等の自立を支援するため、福祉事務所に母子自立支援員を配置しています。母子家庭の人や寡婦の人が暮らしの中で困っていることや悩んでいることの相談や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に応じています。また、児童を扶養している人には、経済的自立を支援し、児童の福祉増進を図るため母子福祉資金などの貸付制度を紹介しています。</p> <p>【子育て支援課】</p>		
<p>③障害児施策の充実</p> <p><障害児教育の充実></p>	85	<p>理学療法士の派遣は続けている。特別支援教育にむけて、各校よりコーディネータを指名いただき、研修会を行なっています。校内委員会の整備にむけて取り組んでいる。</p> <p>総合的な支援ネットワークについては検討中</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>引き続き、理学療法士の派遣は継続する。支援教育コーディネータは各校複数名の指名が進んでおり、特別支援教育に対応できる体制を整えつつある。また、各校園において「個別的教育支援計画」の作成を進めている。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>ウ障害児施策の充実</p>	<p>教職員の、支援教育に係る資質向上のための研修会の充実、校内委員会の活性化等を推進する。また、「個別的教育支援計画」の作成及び有効な活用に向けて、関係部局と連携を図る。</p> <p>【教育指導課】</p>

前期行動計画の項目（平成17～21年度）	頁	17～20年度進捗状況	21年度進捗状況	後期行動計画策定指針（平成22～26年度）	後期計画期の目標等
<p><障害の早期療育></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉、保健、医療等関係機関の連携により、相談機能を充実させるなど障害の早期対応を図ります。 相談から訓練、療育、保育、学校教育へと指導や情報提供が体系的に行われるシステムを確立し、障害の早期発見、早期療育につなげていきます。 療育体制の充実の一環として、現在、知的障害児通園施設「松の実園」で実施している母子通園事業「パンビグループ」の活用を引き続き推進するとともに、指導体制の充実などを図ります。 <p><支援施設の整備・充実></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療や教育等の多領域にわたる総合的な援助療育の充実を図るとともに、松の実園を障害の重度・重複・多様化の傾向に対応した相談や訓練、療育を行うことができる障害児療育の中心的施設として整備することを検討します。 	85	<p>発達障害児に対しては、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であり、市では、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児全員に健診を、11か月、2歳児全員の保護者に育児相談を実施する中で軽度発達障害の早期発見に努めています。</p> <p>その中で軽度発達障害の疑いがあると思われた場合、臨床心理士による発達障害相談や親子教室で継続して観察や支援を行いながら、発達障害児が早期から発達支援を受けることができるよう、その保護者に対し相談や助言を行い、発達障害者支援コーディネーターと連携し、医療機関や療育機関への紹介、通園施設等での支援へとつなげています。</p> <p>軽度発達障害のある子どもの個別支援計画の作成については、発達障害を有する障害児者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援体制整備事業を実施しています。</p>	<p>発達障がいについて幼・小・中学校園教職員の理解を深めるために、見立てや個々の事例等に対する具体的な支援についての研修を充実し、早期より適切な支援を行うことに努める。</p> <p>また、関係機関との連携を推進し、「個別的教育支援計画」について保護者や本人の願いを中心に作成しながら、具体的な短期・長期の目標をたてて支援に取り組んでいく。また文部科学省委嘱事業「発達障害者支援体制整備事業」等についても活用し、専門家による相談体制及び支援の具体的な方策についての助言等を積極的に実施している。就学に際しては、情報提供に努め、保護者に対する就学相談、専門家による発達相談の機会を今後さらに提供していく。</p> <p>【教育指導課】</p>	<p>障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。</p> <p>障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、財体サービス等の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童デイサービス事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。</p> <p>学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等発達障害含む障害のある児童生徒については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うた、教員の資質向上を図りつつ、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うことが必要である。</p> <p>発達障害者相談センターにおける相談を紹介することが必要である。特に発達障害については、社会的な十分理解されていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な支援を行うことも必要である。</p> <p>保育所においては、障害児の受け入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障害児の受け入れを推進する。受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。</p>	<p>障がいの状態や個々のニーズに応じた適切な支援を行えるよう、幼・小・中学校園の教職員に対して、見立てや具体的な支援についての研修をさらに充実させていくことが必要である。また発達相談等についてもそのニーズが高く、希望者についてはできる限り対応していけるようにする必要がある。</p> <p>【教育指導課】</p>
<p><地域社会における療育環境の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもが安心して暮らし、心身ともに伸びやかに育つことができる地域社会の構築を促進する必要があります。市民の障害に対する正しい知識と理解を得るため、セミナーや広報などを行います。 障害のある子どもの家庭に対してショートステイの充実を図るとともに、あおぞら児童会における障害のある子どもの受け入れ体制の拡充等について検討します。 身近なところでも障害のある子どもの心身の発達につながる活動に取組むため、障害のある子どもの地域での遊びと交流を促進するとともに、専門的知識をもってこうした取組みを担うことのできる人材の育成を支援します。 	86	<p>ショートステイの充実について日中一時支援事業として行っている障害児タイムケア事業の実施曜日について、平成20年4月1日からは、従来閉館していた月曜日についても閉館し実施している。</p> <p>【高齢障害福祉課】</p>	<p>障害者自立支援法が施行され3年が経過し、障害福祉サービスについては普及はしてきていると思われるが、更に、埋もれているニーズを掘り起こしていくために、福祉サービス制度案内パンフレットを、対象者に配布する（予定）</p> <p>【高齢介護障害課】</p>		<p>発達障害者（児）円滑な社会生活を営めるよう促進していくため、福祉的援助、家族への支援をさらに充実させていく。障害に対する周りの理解を深めていくため、啓発を図っていく。</p>
<p><障害児（者）の立場にたった自立支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援費や補装具等をより効果的に支援するために、プライバシーに十分に配慮しながら各担当課と連携して子どもの家庭環境や生育経過等の把握に努めます。 保護者に障害がある場合については、十分その家族の状況を考慮した上で、慎重かつ適切な対応を行います。 補装具の交付等 居宅生活支援費の支給 日常生活用具の交付等 	86	<p>【高齢障害福祉課】</p>			<p>サービス、制度などの情報提供、広報、周知をおこない、相談支援体制の充実を図っていく。</p> <p>【高齢介護障害課】</p>